

○四街道市まちをきれいにする条例

平成11年3月30日

条例第2号

改正 平成24年6月29日条例第28号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条の2）
- 第2章 投棄の禁止等（第8条—第13条）
- 第3章 自動車の放置防止（第14条—第27条）
- 第4章 美化活動の推進（第28条・第29条）
- 第5章 路上喫煙の制限（第30条・第31条）
- 第6章 雑則（第32条・第33条）
- 第7章 罰則（第34条—第37条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに飼い犬のふんの放置の防止、自動車の適正な使用並びに路上喫煙の制限等に関し必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護、歩行者等の安全確保並びに公共の場所における快適な生活環境の保全を図り、もって清潔で美しいまちづくり及び快適なまちづくりに資することを目的とする。

（平24条例28・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する空き缶等以外の物で、投棄されることによって良好な生活環境を損なう原因となるものをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

- (4) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (5) 土地所有者等 土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (6) 飼い犬等 飼育管理されている犬又はねこをいう。
- (7) 飼い主 飼い犬等の所有者（所有者以外の者が飼育管理する場合は、その者を含む。）をいう。
- (8) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
- (9) 自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車及び同条第10項に規定する原動機付自転車をいう。
- (10) アイドリング 自動車を停車させた状態でエンジンを空回りさせることをいう。
- (11) 公共の場所 道路（道路に附属する植栽及び側溝を含む。）、公園その他公共の用に供されている場所（室内及びこれに準ずる環境にあるものを除く。）をいう。
- (12) 放置 正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に、相当の期間にわたり置かれていることをいう。
- (13) 放置自動車 自動車で、その機能の一部又は全部を失った状態で公共の場所に放置されているものをいう。ただし、四街道市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成2年条例第24号）の規定の適用を受けるものを除く。
- (14) 所有者等 自動車の所有権、占有権又は使用权を現に有する者又は最後に有した者及び自動車を放置した者又は放置させた者をいう。
- (15) 廃物 放置自動車で、自動車として本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、汚物又は不要物と認められるものをいう。
- (16) 処分等 廃物を撤去し、及び処分すること並びに処理するために必要な措置をいう。
- (17) 喫煙 火のついたたばこを吸うこと及び火のついたたばこを持つことをいう。
- (18) 路上喫煙 公共の場所で喫煙することをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

（平24条例28・一部改正）

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、基本的かつ総合的な施策（以下「施策」

という。)を実施するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、環境の美化に関する意識を高め、良好な生活環境の形成に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の充実等に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに飼い犬のふん及び自動車の放置を防止するために必要な措置を講ずることにより、当該土地の環境美化に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、犬又はねこの本能、習性及び生理を理解し、飼い犬等により人の生命、身体若しくは財産が侵害され、又は良好な生活環境が損なわれることのないよう責任を持って飼育管理に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(喫煙者の責務)

第7条の2 喫煙をする者は、喫煙により人の身体若しくは財産を侵害し、又は良好な生活環境を損なうことのないよう配慮する責任を自覚し、路上喫煙をするときは、備付けの灰皿又は携帯用の吸い殻入れを使用し、たばこの吸い殻を適正に処理することに努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(平24条例28・追加)

## 第2章 投棄の禁止等

(投棄の禁止)

第8条 何人も、空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨ててはならない。

(回収容器の設置等)

第9条 飲食料を販売する事業者は、販売する場所にあらかじめ回収容器を設置し、これを適正に維持管理しなければならない。

2 飲食料を販売する事業者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について、消費者に

対する意識の啓発に努めなければならない。

(報告及び勧告)

第10条 市長は、施策の実施に必要な限度において、事業者、土地所有者等その他必要と認める者に対して、空き缶等及び吸い殻等の散乱の状況、回収容器の設置の状況その他必要な事項に関して報告を求めることができる。

2 市長は、飲食料を販売する事業者が前条第1項の規定に違反しているときは、当該事業者に対し、相当の期限を定めて、回収容器を設置し、又はこれを適正に維持管理するよう勧告することができる。

(命令及び公表)

第11条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた事業者が当該命令に従わないときは、その旨及び当該命令の内容を公表することができる。

(飼い犬のふんの放置の禁止)

第12条 飼い主は、公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する場所に飼い犬のふんを放置してはならない。

(自動車のアイドリングの自粛)

第13条 市民等は、自動車を使用する際は、不要なアイドリングを自粛しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 道路交通法の規定に基づき自動車を停止しなければならない場合
- (2) 交通渋滞その他交通の状況により自動車を停止する場合
- (3) 当該自動車が特殊自動車又は緊急自動車である場合
- (4) 自動車の機能保持に必要な暖気運転を行う場合
- (5) その他市長が必要と認める場合

(平24条例28・一部改正)

### 第3章 自動車の放置防止

(自動車の放置の禁止)

第14条 何人も、正当な理由なく自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為

をしようとする者に協力してはならない。

(通報等)

第15条 公共の場所に放置されている自動車を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の通報を受けた場合において必要があると認めるときは、その内容を警察署その他の関係機関に照会する等適切な措置を講ずるものとする。

(調査等)

第16条 市長は、前条第1項の通報があったときその他必要があると認めるときは、当該職員に、当該自動車が放置されている土地に立ち入って、当該自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

2 市長は、前項の規定による調査の結果、当該自動車が放置自動車であると判明したときは、所有者等に適正な処理を促すため、当該放置自動車に警告書をはり付けるものとする。

3 第1項の規定により調査をする職員は、職務に従事するときは、その身分を示す証明書を常に携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 市長は、公共の場所以外の場所に放置されている自動車について、当該放置場所の土地所有者等から申出があったときは、必要に応じて第1項の規定による調査をすることができる。

(勧告)

第17条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、当該放置自動車を撤去し、その放置されている土地を原状に回復するよう勧告することができる。

(命令)

第18条 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(代執行)

第19条 市長は、前条の規定による命令を受けた所有者等が定められた期限を経過してもこれを履行しないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定に基づき、自ら当該放置自動車を撤去し、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該所有者等か

ら徴収することができる。

(移動等)

第20条 市長は、第16条第1項の規定による調査を行ったにもかかわらず、所有者等を確認できない場合にあって、良好な生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、当該放置自動車を別に定める保管場所に移動し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を移動したときは、その放置されていた場所に当該放置自動車を移動した旨を表示しなければならない。

(廃物認定)

第21条 市長は、所有者等を確認できない場合は、放置自動車を第27条に規定する四街道市放置自動車廃物判定委員会の判定を経て、廃物として認定することができる。

2 市長は、前項の認定を行おうとするときは、あらかじめその旨を告示しなければならない。

(処分等)

第22条 市長は、放置自動車を廃物として認定したときは、その処分等を行うことができる。

(廃物認定外放置自動車の処理)

第23条 市長は、廃物として認定しなかった放置自動車（以下「廃物認定外放置自動車」という。）を別に定める保管場所に移動し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定により廃物認定外放置自動車を保管したとき、又は第20条第1項の規定により保管した放置自動車が廃物認定外放置自動車となったときは、所有者等に当該放置自動車の引取りを促すため、規則で定める事項を告示しなければならない。

(保管した廃物認定外放置自動車の措置)

第24条 市長は、前条第2項の規定による告示の日から起算して3月を経過してもなお当該放置自動車の引取りのない場合において、当該放置自動車の評価額に比し、その保管に不相当な費用又は手数を要するときは、規則で定めるところにより、当該放置自動車を売却し、その売却した代金を保管することができる。

2 市長は、前項の規定による廃物認定外放置自動車の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する評価額が著しく低いときは、あらかじめ告示した上で、当該放置自動車を廃物として処分等を行うことができる。

- 3 前条第2項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお当該放置自動車（第1項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）の引取りのないときは、当該放置自動車の所有権は、市に帰属するものとする。

（引取通知）

第25条 市長は、保管している放置自動車の所有者等の連絡先が判明し、かつ、連絡が可能な場合は、当該所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該放置自動車を引き取るよう通知するものとする。

（費用の請求）

第26条 市長は、保管している放置自動車を引き取ろうとする所有者等又は前条の規定による放置自動車の引取通知を受けた所有者等に対し、当該放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。

- 2 市長は、第22条の規定による処分等及び第24条第1項の規定による売却又は同条第2項の規定による処分等をした後に当該放置自動車の所有者等が判明したときは、その者に対し、当該放置自動車の移動、保管、売却及び処分等に要した費用を請求することができる。

（放置自動車廃物判定委員会）

第27条 放置自動車の廃物の判定その他放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を審議するため、四街道市放置自動車廃物判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 自動車について専門的知識を有する者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 美化活動の推進

(美化推進重点地区の指定)

第28条 市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を特に防止する必要があると認める地区を美化推進重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、重点地区を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 前2項の規定による重点地区の指定若しくは変更又はその指定の解除は、その旨告示することにより行うものとする。

(美化推進員)

第29条 市長は、重点地区内において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する啓発、指導その他の美化活動を行わせるため、美化推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

2 推進員は、職務に従事するときは、その身分を示す証明書を常に携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

## 第5章 路上喫煙の制限

(平24条例28・追加)

(路上喫煙制限地区の指定)

第30条 市長は、たばこの吸い殻の散乱防止、市民等の身体及び財産の安全確保並びに公共の場所における快適な生活環境の保全を図るため、特に措置を講ずる必要があると認める地区を路上喫煙制限地区（以下「制限地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、制限地区を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 前2項の規定による制限地区の指定若しくは変更又はその指定の解除は、その旨告示することにより行うものとする。

(平24条例28・追加)

(制限地区における路上喫煙の禁止)

第31条 何人も、制限地区において路上喫煙をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 公共の場所を管理する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所にお



いて喫煙する場合

- (2) 自動車（原動機付自転車並びに道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車を除く。）の車内において喫煙する場合

（平24条例28・追加）

#### 第6章 雑則

（平24条例28・旧第5章繰下）

（適用上の注意）

第32条 この条例の適用に当たっては、法及び四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第14号）との整合性を保った有機的な運用に努めるとともに、関係人の権利の不当な侵害の防止に留意し、他の目的のためにこれを濫用することのないようにしなければならない。

（平24条例28・旧第30条繰下）

（委任）

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平24条例28・旧第31条繰下）

#### 第7章 罰則

（平24条例28・旧第6章繰下）

（罰則）

第34条 第18条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

（平24条例28・旧第32条繰下）

第35条 第11条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

（平24条例28・旧第33条繰下）

第36条 第8条又は第12条の規定に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

（平24条例28・旧第34条繰下）

（両罰規定）

第37条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（平24条例28・旧第35条繰下）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に飲食料を販売している事業者に係る第9条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは「平成11年9月2日から60日以内に」とする。
- 3 この条例の施行により新たに委嘱される四街道市放置自動車廃物判定委員会委員の任期は、第27条第3項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則 (平成24年条例第28号)

この条例は、平成25年1月1日から施行する。